

難病対策地域協議会事業実施要綱

平成29年3月27日付28福保保疾第2240号福祉保健局長決定

(事業目的)

第1条 本事業は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条に規定する難病対策地域協議会を設置し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題に係る情報の共有及び地域の実情に応じた体制の整備について協議することにより、支援体制の整備を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(協議会の設置)

第3条 都は、第1条の目的を達成するため、東京都福祉保健局に東京都難病対策地域協議会を、東京都保健所（保健所の設置等に関する条例（昭和23年東京都条例第128号）に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）に東京都保健所難病対策地域協議会を設置する。

(協議会の所掌事項)

第4条 東京都難病対策地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 都全体における難病の患者に係る支援体制に関する情報及び課題の収集並びに各地域への提供に関すること。

(2) その他の都全体における難病対策に関すること。

2 東京都保健所難病対策地域協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 地域における関係機関の緊密な連携の促進に関すること。

(2) 地域における難病対策の在り方及び体制整備に関すること。

(3) その他の地域における難病対策に関すること。

3 都は、前2項の規定に基づく会議の運営に当たり、医療機関関係者、各行政機関、教育機関、地域支援機関その他難病の患者の支援に関わる者と連携を密にし、必要に応じて相互に助言し、及び協力する体制を構築するものとする。

(雑則)

第5条 東京都難病対策地域協議会の設置について必要な事項は福祉保健局長が、東京都保健所難病対策地域協議会の設置について必要な事項は当該保健所の長がそれぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。